

奈良県土木部優良工事表彰制度について

(目的)

奈良県土木部が発注した建設工事のうち、他の模範となる優良な工事を表彰することにより、建設事業者の意欲増進、技術の向上を図るとともに、社会的評価を高め、健全な育成・発展に資することを目的とします。

(選考方法)

優良工事の選定は、発注機関(土木部出先事務所等)から推薦された工事より、土木部優良工事表彰審査委員会において、審査を行い決定します。

(選考方針)

(1)工事成績評定点が優れた工事であること。

(2)品質確保【「品質管理」「施工管理」「安全管理」「工程管理」「社会・地域貢献」「コスト縮減」】に創意工夫し、当該現場でしか取り組めない独自の特筆すべき取り組みを実施した工事であること。

以上を総合的に判断し、表彰工事を決定するものとする。

(表彰の種類)

①優秀賞(土木部長表彰) 特に優れた工事

②優良賞(所長表彰) 優れた工事